
「湖の子」サポーター一会会則

(平成16年3月24日制定)

総 則

- 第1条 本会は「湖の子」サポーター会と称する。略称は、INTOとする。
- 第2条 本会は、次のことを目的とする。
1. 児童が学習に意欲的・積極的に取り組むために、「湖の子」における学習活動を支援・指導する。
2. サポーターが自分の経験を生かし、知識・経験を子どもたちに伝える。
3. サポーター同士の交流の場とする。
- 第3条 本会の事務局を滋賀県立びわ湖フローティングスクール内におく。
- 第4条 本会は第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。
1. フローティングスクール事業への支援
2. 全体会、研修会、交流会の開催
3. その他、本会の目的達成に必要な活動
-

会 員

- 第5条 本会の会員は、県内在住者および県内大学在学者、または、当会の目的に賛同する者をもって構成する。
- 第6条 登録希望者は代表に登録申請する。
- 第7条 登録を取り消す場合は、代表に届けを行う。
-

役 員

- 第8条 本会に次の役員を置く。代表（1名）、副代表（2名）、運営委員（若干名）
- 第9条 代表は会務を総理し本会を代表する。副代表は代表を補佐し、代表に事故あるときは、その代理をつとめる。運営委員は、重要な会務を審議する。
- 第10条 役員は会員の互選とし、その任期は1年とする。ただし再任を妨げない。
-

全体会、研修会および交流会

- 第11条 全体会は代表が召集する。全体会においては会則の改正、事業計画その他重要な事項を審議決定する。
- 第12条 研修会および交流会は年数回開催する。
-